

## 釧路市小規模修繕事業者登録制度登録要領

### (目的)

第1条 この要領は、釧路市が発注する小規模な修繕（以下「小規模修繕」という。）の契約について、小規模な事業者を対象に登録制度を設けることによって市内事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (登録資格要件)

第2条 この要領に基づき登録できる者は、法人にあっては釧路市内に主たる事業所を有する者、個人にあっては釧路市に住民登録を有する者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 建設工事等又は物品購入等の競争入札参加資格を得ている者（以下「資格者」という。）
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) 釧路市建設工事等の契約に係る暴力団等排除要綱第3条の規定に基づく排除対象者でない者

2 前項第2号の規定にかかわらず、法人にあっては旧阿寒町又は旧音別町に主たる事業所を有する者、個人にあっては旧阿寒町又は旧音別町に住民登録を有する者は、物品購入等の競争入札参加資格を得ていても、この要領に基づき登録できる者とすることができる。

### (登録申請の方法)

第3条 登録申請を希望する者は、釧路市小規模修繕事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。第6条の規定により更新された有効期間において引き続き登録を希望する場合も同様とする。

- (1) 修繕等実績報告書（様式第2号）

(2) 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては代表者の身分証明書  
と住民票

(3) 資格、許可等が必要な業種を希望する者にあつては、その資格者証、  
許可等の写し

(4) 釧路市税完納証明書

(小規模修繕の登録希望業種)

第4条 小規模修繕の希望業種は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大工

(2) 左官

(3) 建具

(4) 電気

(5) 板金

(6) 塗装

(7) 内装仕上

(8) ガラス

(9) とび・土工・コンクリート

(10) 石積等

(11) 屋根

(12) 管

(13) タイル・れんが・ブロック

(14) 舗装

(15) 防水

(16) 機械設備

(17) 電気通信設備

(18) 機器

(19) 外柵

(20) その他

(登録申請の受付及び登録)

第5条 登録申請の受付は、次により行うものとし、登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請事項の確認を行った後、第2条の規定に基づく登録資格要件があると認められた者（以下「登録者」という。）を釧路市小規模修繕事業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登載する。

(1) 基準年受付 2年ごとに期間を定めて行う。

(2) 随時受付 毎月1日から10日まで（10日が釧路市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「市の休日」という。））を除く毎日受付するものとする。ただし、10日が市の休日に当たるときは、その直後の市の休日でない日とする。

2 登録申請の受付事務は、総務部契約管理課、阿寒町行政センター地域振興課及び音別町行政センター地域振興課が行う。

（登録者の有効期間）

第6条 登録者の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 基準年登録の登録者の有効期間は、受付した年の4月1日を始期として2年間とする。

(2) 随時登録の登録者の有効期間は、受付した月の翌月1日を始期として、登録の直前に行った基準年登録の有効期間の残期間とする。

（登録者の決定）

第7条 登録者を決定したときは、登録決定通知書を送付するものとする。

また、登録資格要件に該当しなかった者に対しては、その理由を付した書面をもって通知するものとする。

（名簿の取扱い）

第8条 名簿は、庁内に公開し、該当する契約に係る事業者の選定の資料とする。ただし、資格者の選定を妨げるものではない。

2 名簿は、契約制度の公平及び透明性を図る観点から公表する。

（対象となる契約）

第9条 対象となる契約は、設計金額が50万円未満の修繕で、その内容が

輕易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第10条 この要領に基づく登録者と契約を行うときは、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「規則」という。）第30条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除する。

(損害賠償等)

第11条 この要領に基づく契約の履行について、注意義務を怠ったことにより生じた修繕施設や材料等の損害その他履行に関して生じた損害は、請負者がその費用を負担するものとする。

(登録事項の変更等)

第12条 登録者は、第6条の有効期間内に申請事項（従業員数を除く。）に変更が生じたとき、又は事業を廃止したときは、速やかに釧路市小規模修繕事業者登録変更・廃止届（様式第4号）を提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第13条 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、名簿から取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条の登録資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令の規定に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があったとき。

(法令等の遵守)

第14条 この要領に基づく契約の履行に関しては、関係法令及び規則等を遵守するものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年10月11日から施行する。
- 2 この基準の適用の日の前日までに、合併前の釧路市小規模修繕事業者登録制度登録要領の規定によりなされた処分等は、それぞれこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。